

公益財団法人北海道移植医療推進財団

賛 助 会 員 規 程

- 第 1 条 この規程は、定款第 4 2 条に定める賛助会員に関しその細則を定める。
- 第 2 条 賛助会員は、当公益財団の設立趣旨に賛同し、その事業運営維持に協力する法人及び個人会員とする。
- 第 3 条 賛助会員は、次の会費を納入するものとする。
- | | | | |
|------|-----|-----|-------------|
| 法人会費 | 年会費 | 1 口 | 2 万円（1 口以上） |
| 個人会員 | 年会費 | 1 口 | 5 千円（1 口以上） |
- 第 4 条 賛助会費は、当該年度分を毎年 6 月末迄に納入するものとする。
- 第 5 条 賛助会費は、臓器移植普及推進事業と法人会計（事務局運営費）に、5 0 % ずつ充当するものとする。
- 第 6 条 賛助会員は、当公益財団の主催する各種行事に参加することができる。
- 第 7 条 賛助会費が、2 年以上未納となった場合は、会員資格を失うものとする。
- 第 8 条 退会しようとする賛助会員は、退会届を理事長あてに提出しなければならない。

以上